

## 粗品をきっかけに通っていたら、2カ月間で500万円の契約

問い合わせ 市消費生活センター ☎073236

「商品の宣伝を聞いたら無料で商品がもらえる」と知人に誘われて会場に出かけた。販売員の話が楽しく、何度か通っているうちに、布団や磁気治療器、下着などの購入を次々に勧められ、契約してしまっただけで、自分だけ小部屋に呼ばれて勧誘されたり、「あなたのため」と言われたりして、断りきれずに買ったこともある。購入時は頭金の支払いだけなので、高額だという意識はなかったが、「場所を移転するため、残額を支払って欲しい」と言われて初めて、2カ月間で契約した総額が500万円以上だと分かった。生命保険を解約し、貯蓄と合わせて支払ったが、商品を返品するのでも返金してほしい。(80歳代 女性)

### 【アドバイス】

「粗品がもらえる」「販売員の話が楽しい」などの雰囲気にかかれて、数カ月も会場に通い続け、その間に次々と高額な商品を契約させられてしまうという、新たな手口のSF商法(催眠商法)の相談が増えています。

個別に声をかけられ勧誘を受けると、断るのが難しくなります。粗品や楽しい話につられて会場に近づかないことが大切です。

長期間通い続けることで販売員との間に親しい関係性が構築され、断りにくい心理に陥ります。販売員の親切は契約させるための手口です。家族や周りの人も気を配りましょう。

困ったときには消費生活センターにご相談ください。

(国民生活センター発行「見守り新鮮情報220号」より)

## 社会保険料(国民年金保険料)控除証明書は年末調整・確定申告まで大切に保管を

問い合わせ  
広島西年金事務所 ☎082-535-1505  
保険介護課 ☎2141

国民年金保険料は社会保険料控除の対象です。国民年金保険料は、納付した全額が所得税および市県民税の社会保険料控除の対象となります。社会保険料控除を受けるためには、申告のときに、支払ったことを証明する書類の添付が必要です。

### 証明書が10月下旬〜11月上旬に送付されます

生命保険会社などが発行する控除証明書と同様に、1年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書(ハガキ)」が、日本年金機構から送付されます。

また、10月1日から12月31日までの間に、今年1月下旬に納付した国民年金保険料を納付した方は、来年の1月下旬に同様の証明書が送付されます。証明書は年末調整や確定申告まで大切に保管してください。

### ご家族の国民年金保険料も控除対象です

生計を一にするご家族の国民年金保険料を納付した場合も、その全額が納付した方の所得税などの控除対象となります。年末調整や確定申告の手続きのときに、ご家族あてに送られた控除証明書を添付してください。



## 放課後等デイサービス事業所のご案内

問い合わせ 福祉課 ☎2146

放課後等デイサービスとは、障害を持つまたはその疑いのある就学児を対象に、授業終了後や学校の休業日に、自立生活を営むための訓練や創作活動などの支援を行うサービスです。

現在、市内には次の3つの事業所があり、利用者を募集しています。

スマイルのお家おたけ

(立戸2丁目7番18号)

☎4412

ぶちとまと大竹

(西栄1丁目11番12号末永ビル101号)

☎082-836-6292

HOORAY(フレイ)

(新町1丁目8番3号アーバンタワー大竹1階)

☎0120-688-707

実際の活動内容・体験利用などは、それぞれの事業所に問い合わせてください。また、利用するときには、市が交付する受給者証が必要です。申請手続きなど詳しくは福祉課にお問い合わせください。

